

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成25年5月28日(火) 午後7時00分～午後8時55分
場 所 小田原市役所 601会議室

2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 山 田 浩 子 (教育委員長職務代理者)
2番委員 前 田 輝 男 (教育長)
3番委員 萩 原 美由紀
4番委員 和 田 重 宏 (教育委員長)
5番委員 山 口 潤

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

教育部長	関 野 憲 司
文化部長	諸 星 正 美
教育部副部長	露 木 幹 也
教育部管理監	松 本 弘 二
文化部副部長	原 田 泰 隆
教育総務課長	柏 木 敏 幸
教育指導課長	栗 畑 寿一朗
生涯学習課長	古 矢 智 子
文化財課長	大 島 慎 一
図書館課長	鈴 木 健

(事務局)

教育総務課総務係長	濱 野 光 利
教育総務課主査	小 林 隆

4 議事日程

- 日程第1 議案第13号 キャンパスおだわら運営委員会委員の委嘱について (生涯学習課)
日程第2 議案第14号 小田原市指定重要文化財の指定について (文化財課)

- 日程第3 議案第15号 小田原市文化財保護委員の委嘱について (文化財課)
日程第4 報告第8号 事務の臨時代理の報告(専決処分)について(教育総務課)
日程第5 報告第9号 事務の臨時代理の報告(5月補正予算)について
(教育総務課)

5 協議事項

- (1) 教育委員会アピール文について (教育指導課)

6 報告事項

- (1) 市内小中学校における器物損壊等事件について (教育総務課)

7 議事日程

- 日程第6 議案第11号 6月補正予算について【非公開】
(教育総務課・生涯学習課・文化財課・図書館)
日程第7 議案第12号 町田小学校及び三の丸小学校校舎等建物の取得について
【非公開】 (教育総務課)

8 議事等の概要

- (1) 委員長開会宣言
(2) 会議録署名委員の決定…山田委員、前田教育長に決定

和田委員長…本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおり定められましたので、ご了承願います。それでは、議事に入る前に、会議の非公開についてお諮りいたします。議案第11号「6月補正予算について」、議案第12号「町田小学校および三の丸小学校校舎等建物の取得について」は、平成25年6月小田原市議会定例会への提案案件であるとともに、市議会定例会への提案前で、その性質上、これを非公開といたしたいと存じます。本議案を非公開にする件について、採決いたします。議案第11号および議案第12号を非公開とすることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手・全員賛成)

和田委員長…全員賛成により、議案第11号および第12号は、後ほど非公開での審議

といたします。

(3) 日程第1 議案第13号 キャンパスおだわら運営委員会委員の委嘱について
(生涯学習課)

提案理由説明…教育長、生涯学習課長

前田教育長…それでは、議案第13号「キャンパスおだわら運営委員会委員の委嘱について」をご説明申し上げます。キャンパスおだわら運営委員につきましては、今年度から附属機関として設置する委員会であります。それにつきまして議決を得ようとするものです。細部につきましては、所管からご説明申し上げます。

生涯学習課長…それでは、議案第13号「キャンパスおだわら運営委員会委員の委嘱について」につきまして、私から細部説明申し上げます。キャンパスおだわら運営委員会は、小田原市附属機関設置条例に基づき設置されたもので、委員の数は12名以内となっております。この度、キャンパスおだわら運営委員会規則第3条第1項の規定に基づき、学識経験者、生涯学習の向上に資する活動を行う者、公募市民並びに教育委員会が必要と認める者の中から選考いたしましたところ、別紙資料の名簿にございます10名の方々がキャンパスおだわら運営委員会委員として適任と思われますので、新たに委嘱いたしたく提案するものです。なお、この10名のうち4名の方は、自治会総連合等の団体からご推薦いただいております。また、名簿に記載いたしましたとおり、公募により2名の方を選考いたしました。この公募につきましては、4月15日号の広報紙等により周知いたしまして、小論文および面接による審査を行い、決定したものでございます。

なお、このほかに2名の方を予定しており、現在調整中でございますので、そちらにつきましては、教育長の事務の臨時代理とし、次回の定例会でご報告させていただきたいと考えております。キャンパスおだわら運営委員会委員の任期につきましては、平成25年6月1日から平成27年5月31日までの2年間となります。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

(質 疑)

萩原委員…この運営委員会というのは、具体的にどういうことをする委員会なのか、
ようか。

生涯学習課長…キャンパスおだわらは、小田原市の生涯学習事業の総体ともいうべき名
称として使っております。そちらの事業内容についての審議、それから、
キャンパスおだわらは市民の皆さんと一緒にやっているところに特色が
あるのですが、今後の方向を見定めながら、審議していただきたいと思っ
ております。

萩原委員…ということは、事業内容等は、この方々が決めるのではないということだ
すか。

生涯学習課長…はい。事業につきましては、こちらの方から一覧の形で、これをキャン
パス事業として認定してよろしいかという形で、ご審議をいただきます。
それで、認められたものが、実際には情報誌に掲載という形で、キャン
パスおだわらの事業としてPRをしていくということになります。ご提案が
あれば、このような事業をやってはどうかとか、そういったご提案をいた
だいたものについては、極力、行政が主体になったり、民間が主体になっ
たりということはあるのですけれども、中に取り入れられるようにしてい
こうと思います。

山田委員…年に何回くらいの委員会が催されるのか、ということと、シブヤ大学という
大学のことと、小田原寺子屋スクールということについて、ご説明をお願い
します。

生涯学習課長…開催は、年5回から6回程度を予定しております。それでシブヤ大学と
いうのが、特定非営利活動法人となっておりますけれども、渋谷を中心に
校舎を持たないで、生涯学習事業をしている民間の団体です。非常に若い
方も参加され、渋谷という街の特性もあるのでしょうか、一流の方が
ボランティアで講師をされて、そこに、若い方も参加しており、それから
全国的にこの試みに賛同する地域等で、ネットワークを築いたりというこ
とで、今、新しい形の生涯学習として大変注目を浴びている組織です。そ
れから、小田原寺子屋スクールは、民間の組織なのですが、小田原市板橋
にありますお寺を舞台に第一線で活躍している人を招聘して、そちらの方
を講師に子供たちが話を聞くというような場を月に1回企画し、運営して
いる団体です。

山田委員…お寺は香林寺さんとかですか。

生涯学習課長…本應寺さんという板橋の旧街道の石屋さんの裏あたりのお寺さんです。

萩原委員…とても良いメンバーだと思いますし、運営委員にシブヤ大学の方がいらっしゃるの、そのご経験から新しい提案をしていただけることを期待しています。キャンパスおだわらが、益々楽しい展開になるようどんどんご意見をいただき、それを実行する。そういう運営委員会になるといいですね。

和田委員長…年6回あるということということは、かなりの頻度ですよ。萩原委員が言ったような形で、上手に運用するというか、こういう方たちを活用できるといいですね。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(4) 日程第2 議案第14号 小田原市指定重要文化財の指定について(文化財課)

提案理由説明…教育長、文化財課長

前田教育長…それでは、議案第14号「小田原市指定重要文化財の指定について」をご説明申し上げます。これは、平成25年3月14日付け文財第366号で諮問を行いました小田原市指定重要文化財の指定について、平成25年5月14日付けで小田原市指定重要文化財に指定することが適当である旨の答申が提出されたので、文化財の指定につきまして議決を得ようとするものです。細部につきましては、所管からご説明申し上げます。

文化財課長…それでは、「小田原市指定重要文化財の指定について」をご説明申し上げます。資料の1ページをご覧ください。教育委員会からの諮問に基づきまして、平成25年3月19日に開催されました平成24年度第3回小田原市文化財保護委員会におきまして、指定物件の表にございます4件につきまして審議をした結果、5月14日付けで新たに市指定重要文化財に指定することが適当である旨の答申を受けましたので、文化財の指定について議決を得ようとするものです。新たに指定を希望いたします4件についての詳細につきましては、資料の2ページ以降になり、それぞれの物件の写真の写しを添付させていただいておりますので、併せてご覧いただきますよ

うお願い申し上げます。

まず、2ページは文化財保護委員会からの答申書の写しでございます。3ページ以降につきましては、それぞれの物件の詳細が記載されております。私のほうからは、その指定物件の概要についてご説明いたします。3ページをご覧ください。1件目の絹本淡彩不動明王像でございます。市内飯泉の勝福寺に保管されております絵画でございます。由緒、沿革等の欄の中段にございますとおり、本作につきましては、当市内で制作年代が中世まで遡る絵画であること、また、伝来例の少ない妙沢様不動という特徴的な図様であり、妙沢様不動の様式的な検討を進める上で基準の一つとなる重要な作例でございます。

7ページをご覧ください。2件目は、木造薬師如来坐像でございます。市内下大井にございます泉蔵院に本尊として安置されている彫刻でございます。市内の数少ない平安時代の仏像です。また、市内の他の平安時代の仏像が地方色の濃い作例であるのに対し、本作は、中央風の作例で、この地方に中央風仏像の伝播が始まった画期となる貴重な遺品でございます。また、膝裏には修理銘が見られ、銘文の一部に大風に関する記事があり、この時期の小田原の歴史を語る貴重な資料でもございます。

11ページをご覧ください。3件目の傳肇寺文書でございます。市内城山四丁目の傳肇寺に保管されている古文書でございます。紙本墨書で、いずれも北条家の虎朱印が押印された虎朱印状であり、現存する全6通が対象となっているものでございます。北条氏文書の伝存例としましては、全国的にみても比較的多数の6通が一括して伝来しており、内容的にも小田原城の構造や小田原合戦時における小田原城内の状況を伝える記載を含んでいる点等から、重要な文書群でございます。

19ページをご覧ください。4点目の千代南原遺跡第Ⅶ地点出土木簡でございます。これは小田原市教育委員会が保管する考古資料で、一号および二号木簡の2点でございます。いずれもスギ材で作られており、8世紀代のものと考えられます。この木簡は、神奈川県内で古代の木簡が出土した5遺跡目の出土例であり、当市内では下曾我遺跡から出土した木簡に次ぐ貴重な事例となっております。また、出土した地点や木簡の年代などから、千代寺院跡に関連する資料と考えられ、寺院における米の出納管理や物資運搬等の活動を示す内容が記載されたものと推定され、寺院の経済的側面

を理解する上でも重要な資料でございます。以上で議案第14号小田原市指定重要文化財への指定についての説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

山口委員…2点あるのですが、こういった重要文化財というのは、所有しているところから重文にして下さいと言ってくるのですか。それとも、こちらの文化財保護委員会の方たちが色々探し回っていくのかどうかというどこから話がでてくるのかというのが1点と、もし重要文化財に指定されたら、何か保護というか、教育委員会に課せられる義務と所有しているところに課せられる義務というものを教えていただけますか。

文化財課長…只今2点ご質問がございましたけれども、こういった指定物件をどのように見つけ出すのかというご質問でございました。

まず、やはり今お話がありましたように、2つのケースがございます。1つは、研究やその分野にお詳しい先生方の調査の中で、重要な資料があると把握されている例が報告されて挙げられるということもございまして、私どものところにこういったものが残っているのだけれどもという申し出がある場合もあります。もちろんそれは、しかるべき専門の先生方に調査していただいた中で、最終的には文化財保護委員会で候補物件として、さらに詳しく調査した内容を審議いたしまして、適切と判断された場合に指定をいたします。それが1点目となります。

2点目でございますけれども、この指定された物件につきまして、どのようなことを課せられるかということでございますが、実は文化財保護法の中で、この文化財に対する心構えみたいなものが、第3条、第4条の中に書かれておりまして、文化財を持つ者は、文化財を大切にしてくださいということが一つ書かれてあります。それからもう一つは、文化財を持っている方は、持っていることによってそれなりの負荷があります。大切な物を預かっているわけですから。それに対して、過度にその所有者が持っている財産権が損なわれないように地方自治体は配慮しなければいけませんよということがいわれております。私共の条例の中には、そこまで書いていないのですけれども、文化財保護の主旨といたしましては、そういった精神で社会で扱っていくことになっております。具体的には、市の指定

文化財につきましては、所有者に対しまして、私共に予算がございまして、そういう物を管理していく謝礼というものをお出ししております。これはどちらかというと、本当にお気持ちみたいな内容ですけれども、そういった管理謝礼をお出しして、通常の管理をしっかり努めて下さいということをお願いしております。その他に、例えば昨年度ですけれども、3. 1 1の地震で、あるお寺の指定の仏像が倒れて、足が壊れてしまったのです。そういったことがあった時に、保存修理をしたいということになります。そうしたお申し出があった場合には、市で補助をさせていただきます、修理にお役に立つという補助を行うことによって、仏像等が後世により長く伝わっていくようにという主旨になっております。

和田委員長…私から、私事的な質問なのですが、これは、いわゆる文化財としてというのは、この地に平安時代に伝播したということに貴重、価値があるということはこの説明のとおりわかります。中央風、地方色の濃いというところで、全く素人的な質問なのですが、これはどこが違うのですか。どこで中央風と地方色と見分けるのですか。

文化財課長…この仏像等をよく見ますと、纏っている服等、そういったところの表現の仕方ですとか、お顔ですとか、身体づくり、そういったところに中央風の作り方と地方の仏師がつくる作り方、癖がでるのだそうです。そういったところでその仏様がどういう風な系統の仏師の中で作り出され、それがどのようにして小田原の地に来たのかということを知る手掛かりになります。作られている仏像の様式が中央風というような名称が付いていますけれども、具体的には仏像のプロポーションでありますとか、細部の作り等が見分ける判断基準になっていて、それに対する評価をする際の参考になっております。

和田委員長…そうですか。我が家にも平安時代のものがあるものですから、興味がありまして。説明がよくわかりました。ありがとうございました。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(5) 日程第3 議案第15号 小田原市文化財保護委員の委嘱について(文化財課)

提案理由説明…教育長、文化財課長

前田教育長…それでは、議案第15号「小田原市文化財保護委員の委嘱について」をご説明申し上げます。文化財保護委員につきましては、任期満了に伴う委嘱替えでございます。細部につきましては、所管からご説明申し上げます。

文化財課長…「小田原市文化財保護委員の委嘱について」をご説明申し上げます。お手元の資料、小田原市文化財保護委員候補者名簿をご覧ください。小田原市文化財保護委員につきましては、小田原市文化財保護委員会規則により任期は2年と定められており、平成25年5月31日をもって任期が満了いたします。また、委嘱にあたりましては、同規則により文化財に関する学識経験のある者のうちから委嘱することになっております。後任の人選についてですが、これまで本市の文化財行政について専門的な立場からご指導やご助言をいただいていたまいりました現委員のうち、資料の右欄に再任とある委員7名について、引き続きお願いするものでございます。なお、附属機関および協議会等に関する要綱、第5条第1項第7号の再任する場合、75歳未満とするとの条項がございまして、6月1日現在で76歳になる松島義章委員長、小笠原清委員、および鈴木亘委員の3名につきましては、ご退任いただくものでございます。新任の委員につきましては、退任される3人の委員より、同じ専門分野の知識、経験等を有する方をご推薦いただき、検討の上、適切と判断されましたことから、候補者とさせていただきます。まず、神奈川県立生命の星・地球博物館学芸部長で、自然科学がご専門の平田大二氏、続きまして城郭研究家の松蔭宣徳氏、そして、横浜国立大学名誉教授で建築がご専門の吉田鋼市氏の3名でございます。以上の各氏におかれましては、いずれも文化財保護委員として適任と思われるので、委嘱いたしたく提案するものでございます。以上です。

(質 疑)

萩原委員…文化財保護委員というのは、どういうお仕事をされていらっしゃるのでしょうか。

文化財課長…小田原市の文化財保護行政で、文化財の保存活用に関する事につきましては、私共専門の学芸員もいるのですが、非常に専門的で広範な知識が必要

になります。そういった点から、指導、助言ができるような先生方で構成した保護委員会、これは、文化財保護法の中で、こういった委員会を置くことができるという項があるのですけれども、それに基づいて設置しております。そして、例えば、国の指定史跡であります小田原城跡の中で、史跡の保存に重要な影響が出るのではと思われるような行為は、国の法律に基づいて、現状変更の許可を取っていくのですけれども、これを申請するに対し、小田原市でも、管理団体の意見書を付けなくてはならないことになっているのです。その意見書をまとめるにあたって、この文化財保護委員に諮問しまして、その答申に基づいた管理団体の意見書を作成するという活動をしていただくこともあります。そういった役割を果たしていただく組織でございます。以上です。

山口委員…先ほどの文化財とも関係するのですが、こういう委員さんたちが目利きというか、鑑定みたいなものをされるのですか。真贋、間違いはないかというように、先ほど平安時代というのも、誰が目利きをされるのかと思ったので。それを確認させて下さい。

文化財課長…ご指摘のとおり、その分野に詳しい先生のご指導をいただくことが多いです。ただ、専門的な知識が必要となる場合は、独自にこの文化財保護委員メンバー以外の別の先生からもご意見をいただくこともあります。それを事務局からお示ししたりすることもあります。そういったなるべく多くの情報を持ち寄って、この委員会の中で検討する、そういったことをやっております。以上でございます。

山口委員…変な言い方ですが、べらぼうにお宝とか高いのがでたら、さっきの管理費の謝礼とかが上がってしまうのではとか、一律同じなのかとか気になってしまいましたので。ものすごく高いものをお預かりいただいている分には、その分、多くお支払いするのですか。それとも、一律いくらとかなのですか。

文化財課長…文化財保護の中では、鑑定の額はあまり左右されません。やはり文化財的な価値、意味というところに重きをおきます。そういったことはございますが、基本的に管理の謝礼ですので、価値による金額の差はつけてはございません。

山田委員…小田原は歴史がある街なので、文化財がたくさんあると思うのですが、一般の市民向けの小田原の文化財の一覧表とかそういったものはあるかど

うかということと、市民がそういうところを見ることができるようになってくれているのか、そういうことはどうですか。

文化財課長…まず、文化財がどれくらいあるのかということが、どういったものでわかるのかというご質問ですが、私の方では、ここにお持ちしました『小田原の文化財』という本、小冊子を作っております。指定の文化財は、こうした冊子でご紹介させていただいているところです。ただ、残念ながら、なかなか更新ができません。刊行されてからだいぶ時間が経っている状態です。まだ、入手することができるのですが、私共としては、そろそろ新しくしたいと考えております。最近、インターネットが普及されてきておりますので、そういったところでも、指定がされている文化財を紹介させていただいております。それから、公開のことをございますけれども、市で持っているものにつきましては、機会を捉えてご紹介をすることができるのですが、例えば仏像のようなものは、行けばご覧いただけるような仏像もございますけれども、中にはお寺に大事に秘仏として守られているものがあり、何十年かに一回、ご開帳というものもございます。この場合は、やはり信仰の対象ということもございますので、むげに見せてくださいということもできません。ただ、本当にまれな機会ですけれども、ご開帳の機会があるということになれば、私共もせっかくの貴重な機会ということで、皆様にお知らせすることをお助けするという形で、公開には協力しています。そういった形で、普及啓発をしているところでございます。以上です。

山田委員…色々小田原市でもマップとか作っているようではございますけれども、この頃観光客が戻ってきているということがあるので、例えば文化財の主なマップとか、歴史や仏像の好きな方が欲しいような、そういったものがあると、市民の方も歩きやすいとか、見られる場所だけでも載っている地図があればいいと思いました。

文化財課長…なるべく市民の皆さんに親しんでいただくことが大切であるということだと思っております。一応、観光課の方で、色々ウォーキングマップとか作成しているのですが、その中では編集の段階で打ち合わせをさせていただいております。可能なものについては入れさせていただくよう、こちらからも働きかけております。仏像のようなものは、なかなか入れにくいものではあるのですが、史跡でありますとか、天然記念物であ

りますとか、建造物といったものにつきましては、なるべく反映させるように努めております。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(6) 日程第4 報告第8号事務の臨時代理の報告(専決処分)について

(教育総務課)

日程第5 報告第9号事務の臨時代理の報告(5月補正予算)について

(教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育総務課長

前田教育長…それでは、報告第8号「事務の臨時代理の報告、専決処分について」および報告第9号「事務の臨時代理の報告、5月補正予算について」をご説明申し上げます。市議会5月臨時会にかかる教育委員会関係の補正予算案につきまして、市長に対し、2件の申し出をしました。報告第8号につきましては、市長の専決処分として執行いたしました。また、報告第9号は、町田小学校屋内運動場新築工事にかかる工事請負料補正予算として計上したものでございます。これらは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に対する規則第3条、第1項に基づく附議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかつたため、同規則第4条、第1項により事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。細部につきましては、所管からご説明申し上げます。以上です。

教育総務課長…それでは、私から報告第8号および報告第9号につきまして、細部説明をさせていただきます。

初めに、議案第8号でございますが、本年3月24日に発生いたしました火災により全焼いたしました町田小学校屋内運動場の解体工事にかかる予算を専決処分したものでございます。資料上段の歳入の建物総合損害共済災害共済金につきましては、歳出に関連いたしますので、後ほど歳出予算でご説明いたします。次に、歳出予算につきましてご説明申し上げます。

すので、資料下段の歳出をご覧いただきたいと存じます。焼失した屋内運動場につきましては、風による近隣への灰等の飛散防止や交通障害といった二次災害の発生を防止するため、直ちに解体を行う必要があったこと、それからPTAから子供たちのために一日も早く無残な姿をさらさないで撤去してほしいとの要望を受けたことなどから、町田小学校屋内運動場の解体工事請負費を公共施設の保険であります建物総合損害共済災害共済金を財源に、4月1日付けで市長が専決処分をしたものでございます。

次に、議案第9号でございますが、こちらは、屋内運動場の再建築等にかかる予算を要求するものでございます。資料上段の歳入につきましては、歳出に関連いたしますので、後ほど歳出予算でご説明いたします。それでは、歳出についてご説明申し上げますので、資料1ページ中段をご覧いただきたいと存じます。項、小学校費、目、学校建設費の学校施設建設事業につきましては、火災により屋内運動場を失ってしまった児童が、一日も早く安心して授業や学校生活を送れるよう教育環境を整えるため、この事故に起因する児童の心のケアを図るため、併せて、地域やPTA、学校からの早期再建を望む声に応え、来年3月の卒業式に間に合わせるため、市議会5月臨時会に補正予算として上程するものでございます。本事業につきましては、先ほども申し上げましたとおり、可能な限り早期の再建築を目指し、優れた企画力、技術力等を有する設計者、施工者を、技術提案、いわゆるプロポーザル方式により募集し、その提案内容を審査して選定いたします。現在、その提案を募集しているところでございます。要求額につきましては、平成21年度に建築いたしました富水小学校の屋内運動場を基に算定した提案事業費の上限額4億円のうち、平成25年度に実施する事業に要する経費3億6千500万円を、国庫支出金の公立学校施設整備費負担金、諸収入の建物総合損害共済災害共済金および市債の義務教育施設整備事業債を財源に計上したものでございます。なお、今回の火災により、屋内運動場内に設置してありました、西側に隣接するプールの循環ろ過装置も焼失してしまったため、施設管理の観点から、これまで屋内運動場と共用となっております更衣室およびトイレと併せ、プール専用の附属施設として整備することいたしました。これにつきましては、屋内運動場が完成してからの工事となりますので、全体の事業費といたしましては、2カ年にわたる継続費を設定いたします。なお、継続費の設定につ

きましては、資料1 ページ下段の継続費補正をご覧いただきたいと存じます。ただ今、ご説明申し上げましたとおり、町田小学校屋内運動場火災復旧事業は、本年度に全体設計並びに屋内運動場および渡り廊下の整備を、平成26年度、水泳の授業が始まる6月半ばまでにプール附属施設の整備を予定しておりますことから、2カ年にわたる継続費を追加設定したものでございます。続きまして、資料裏面2ページをご覧いただきたいと存じます。地方債補正といたしまして、先ほどご説明いたしました義務教育施設整備事業債を追加するものでございます。以上をもちまして、報告第8号事務の臨時代理の報告、専決処分についておよび報告第9号事務の臨時代理の報告5月補正予算についての細部説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

萩原委員…町田小学校の屋内体育館の再建築についてプロポーザル方式で募集しているとのことですが、どんな進捗状況なのかを教えてくださいませんか。

教育部管理監…申し訳ございませんが、お答えできないのです。これは、プロポーザルの募集要項の中で、今スケジュールリングされているのですが、5月中に最終提案書が提出されることになっておりまして、6月上旬に審査を行う予定となっております。その中で、まだこれから審査中でございますので、提案者の社名は当然ですが、何社とかそういったことについても非公開で進めるという取扱いになっております。よろしくご理解をいただきたいと思います。

山口委員…プロポーザル方式がよくわからないのですが、一般の公開の競争入札とは違って、設計から全部一社にお願いするような方式なのですか。

教育部管理監…一般的にプロポーザル方式や、また別の形ですと、コンペ方式がございます。コンペ方式というのは、作品を選ぶ、プロポーザル方式というのは、人、契約者を選ぶということです。物と人、作品と相手方を選ぶ、その違いがございます。今回のプロポーザルは、契約者を提案審査をした上で決めるところでございまして、今回については、要は工期短縮、先ほども申し上げましたように、3月の卒業式になんとしても間に合わせたいとの考えで行っています。過去の事例ですと、平成21年、22年で富水小学校

の体育館の建設を行いました。こちらは、21年度の前年度に設計をいたしまして、その後競争入札を行い、建設したという形です。他の過去の小田原市の事例でも、そのように行っておりまして、今回については、早期建設ということで、そこをいかに短縮するかというところを検討いたしまして、設計から施工まで同一業者で行うということにより、例えば、設計をしている間、段取り、仮設の計画ができましたり、それに併せて申請が速やかにできましたり、工事の着手の間が短くできるということで、短縮が図られるということで新たな方式を今回行っております。そういった中で、今完成を目指して進めておりますので、プロポーザル方式が一番適当なものであるということで取り組んでおります。

山口委員…一般的に、設計者は施工者ががんが言える立場にないといけなかなと思ったので、一緒にはあまりしないほうがよいという話も聞くし、市で頼むと、民間が頼むよりも割高になると聞いているので、もっとできるだけ安くたたいたほうがいいかなと思ってしまったので、市の予算も財政もなかなか厳しいから、なるべくたたくのなら、たたいた方がと思い、競争入札の方がよかったのかなと思ったのです。

教育部管理監…今、ご指摘のとおりで、そういった点についても、プロポーザルの審査の中でも、評価基準のなかで、当然コストを重視しております。また、先ほどから申し上げておりますように、工期ということです。要は体育館だけ先に納めてもらって、後からプールを施工してもらい、2つが工期に間に合うようにしてもらいます。ご心配いただいておりますコストをいかに軽減を図るかということも、審査の基準に入っております。もう1点、設計者と施工者というところの責任と分担についてのご心配があったと思いますが、小田原市の場合、教育委員会といたしましては、建設部の建築課に建築士がそろっておりますので、そちらで現場内容を全体的にみていただきます。実際の現場は、今回の設計を含めて、管理も協力会社の中でやりなさいとしておりますので、設計あり、現場の管理事務所あり、そして施工者、なおかつ、市の建築課の方でみていく、また教育委員会としてもフォローしていく、そのように形で管理していきますので、ご心配かけないようにやっていきたいと思っております。

(その他質疑・意見等なし)

(7) 協議事項 1 教育委員会アピール文について

(教育指導課)

教育指導課長…それでは、私からは協議事項 1「教育委員会アピール文について」をご説明申し上げます。資料 1 をご覧ください。昨年度末から市内小中学校で校舎破壊が連続し、具体的なことは、5月7日の臨時会で提出させていただきました。12月9日の城北中の28枚のガラス破損、2月5日の酒匂中の校舎水道水の放水による浸水、それから2月24日の城北中のガラス98枚破損、3月9日卒業式の日、国府津中、グラウンド浸水、白鷗中のガラス破損53枚等をご報告させていただきました。さらに、今年度に入りまして、この後の報告事項にありますが、報徳小、鴨宮中、桜井小、器物破損事案が発生しております。各学校においても、学区の育成会や自治会の方々と一緒になって、夜間パトロールを実施しております。さらには、門扉の施錠確認、職員室や昇降口の明かりをつけたままにする等の防犯対策はしており、5月17日はほとんどの中学校の運動会前日だったのですが、警備会社の巡回と共に、教育指導課でも、指導・相談担当課長、指導主事の2名が全中学校の巡回をしました。さらに5月25日、先週の土曜日に教育長自身も、担当課長、指導主事と共に深夜0時10分過ぎまでかけて、小中学校20校を巡回いただきました。次回、6月8日の土曜日にも巡回を予定しておりますので、もし、お時間があれば、教育委員の皆様にも一緒にお願ひ致します。白鷗中のガラス破損については、この後の報告事項にもありますが、当時中学3年生在校生2名の仕業だったこと、酒匂中の事案については、当時中学1年生だった、小田原市内の中学生だったということで検挙されております。城北中、桜井小、報徳小について未だ特定されておられません。白鷗中、酒匂中共に中学生の犯行だったということがわかりました。ほとんどの中学生は、一所懸命真面目に中学生生活を送っています。

しかしながら、約0.3%の反社会的行為をする中学生が現実にいる中、今日、お示ししました資料1のアピール文を全中学生に配布し、一所懸命真面目にやっている生徒にも読んでもらいながら、さらによい学校を作っていこうという意識を高めるためにも、さらには、ほんのごく一部の反社会的行為をする生徒を止めるという意味も込めて、教育委員会からの中学生へのアピール文を配布することを考えました。当初、教育長のアピール

文として考えていたのですが、やはり教育長を含めた、教育委員全員の総意として中学生宛にアピール文を出す方が良いと考えましたので、本日の協議事項とさせていただきます。先日、ご自宅に原案文を送らせていただきましたが、その文面とだいぶ変わっています。本日のものがたたき台となりますので、教育委員の皆様からの率直なご意見をいただきながら、文言の修正やフォントの修正等も含め、最終版を中学生へ配布したいと考えております。

なお、このアピール文を出すことイコール未だ捕まっていない城北中や桜井小、報徳小の事案の犯行をしているのが、中学生であるということを想定しておりません。可能性はありますが、断定している意味ではありませんし、今日のアピール文の評題にも、「豊かな学校生活を」と冠をつけましたので、中には、愉快犯のように真似をしてみようかという考えを抑止する意味、それから、一般的には、どうしてそんなことをやってしまうのだろうというふうを考えさせる教材の一つとしても、道徳の時間や学活等で扱っていきながら、子ども達自身に考えさせる手立ての一つとしてこのアピール文を考えています。先程も申し上げましたが、教育委員の皆様のご総意としてアピール文を出す形になりますので、いろいろな意見を言っていただきながら、修正をしていきたいと思っております。以上です。よろしく願いいたします。

(質 疑)

和田委員長…今の説明にもあったように、我々事前にこの元になるものを見せていただいて、今日またこれを見たというところで、率直な意見を萩原委員からどうぞ。

萩原委員…先日、ファックスでいただいた原案よりは、やわらかな表現になったと思います。原案をいただいた時は、正直なところ、上から物を言ったように感じました。これで教育委員会のメッセージは届くのだろうか、変えた方がいいのではないかと感じていました。新たな案をいただいて、「想像してほしい!」「知ってほしい!」「信じてほしい!」というフレーズがあって、とても良い案だと思いました。あとは、読んでくれた生徒が、ではどうしたらよいか、と考えられるような問いかけ文などを入れてはどうか

と思います。

和田委員長…生徒が考えられるような機会というか、チャンスというものを想定されているのではないですか。

教育指導課長…一応、想像するという部分で、想像するにあたっての、想像するのがわからないということで、今の、萩原委員さんの問いかけ文を作成するのは、簡単ですので、また原案文を考えさせていただいて、ファックスでやり取りさせていただいたらと思い、修正文を考えていきたいと思えます。ただ、紙面が限られているので、あまりくどくど入れるのではなく、短い文をポンポンと紙中の項目に入れたいと思えます。ありがとうございます。

萩原委員…ここで解説をしすぎると想像ができなくなります。もっと短くもよいのは。文章の量が多いと読んでもらえないかもしれません。

和田委員長…これは、アピール文だけではないのですよね。これを活用するわけですよね。

教育指導課長…想定としては、担任の先生にこれを扱っていただいて、道徳の時間で十分、50分授業でも足りないくらいの題材になって、グループ内で考えさせるとか、隣同士で考えさせるとか、意見交換させるだけでもいい題材となると思えます。

萩原委員…小学校では、このような話し合いは、道徳の時間に、丁寧に教えて下さっていると思いますが、中学になるとこういう授業が少ないのではないですか。

教育指導課長…そのとおりです。週に1回、年間35時間は通しであるのですが、なかなか行事の前には潰されてしまう。ただ、小学校も行事の前には、変えてしまうという現実がありますので、年間35時間は確保して下さいという指示はしています。今回、これを出すにあたり、教育委員皆さんの総意だからということで、きちんと時間を取りなさいという指示を出しますし、道徳でやるか、学活でやるかは、学校次第で、校長によっては学校だよりで使う、学年主年の先生方も学年だよりで使うというように、常に活用できるような形には指示します。

山田委員…これが、豊かな学校生活というタイトルが付いているのは、とても良かったと思うのです。そうすると範囲が広がるので、暴力行為というだけでなく、いじめとかも含まれるので、これを昨日いただいた時に、やはりと

てもいいことなので、これをただ配るだけでなく、子供たちの心に届くように、一人一人が考えていただく、具体的に必ず道德の時間や学活でもいいし、何かの形で、これについて子供たちがいろいろな意見を言いあう時間を設けてもらうということがとても大事だと思います。いじめはいけないと言うだけでなく、子供たちが自分たちで考えて、導き出すような時間がないと、届かないかなと思いますので、ぜひ、お願いしたいと思います。それから、今日、たまたま西湘地区教育委員会連合会でいじめの講演会を聴いてきたのですが、2010年に川崎で自殺された子供のお父様の実際のお話だったのです。その時にお話していたのが、SOSを子供が出したときには、もう限界の時だから、その前に気がつかないといけないとか、いじめが水面下ですごく行われていたりだとか、実際に体験された方がおっしゃっていました。だから、この機会に、子供たちにアピール文を渡しながら、子ども達の内面を引き出すことが必要だということがわかりました。

山口委員…昨日、ファックスいただいた時は、いろいろ質問とか確認したいことがあったのですが、今日は、これを見て、誰を対象にして、誰に配る、張るのか配るのかということも伺いしようと思っていたのですが、それも、もう今解決してしまいました。これでぼくはいいかなと思い、特に意見、質問等はありません。

和田委員長…いくつか質問をします。まず、今、山口委員もおっしゃっていたように、中学生といっても、中学1年生から3年生までいるわけで、その中にもいろいろなレベル、理解度のいろいろな人たちがいるじゃないですか。そういう人たちに対しての呼びかけ文は、どのレベルを想定して、これを作られたのですか。

教育指導課長…中学生を想定しているのですが、中学1年と3年生では確かにレベルが違いすぎます。3年生はもう高校生の手前なので、判断力もつきます。1年生は、見たとおりに小学校6年生とほとんど変わらないので、中学校2年生レベルを中心にして考えています。但し、読んでみていただいでわかるとおりに、ちょっと難しい部分がありますし、当初は、小学生用にも作ろうとか、保護者用にも、教員用にも地域の皆さん用にもいくつか考えたのですが、それよりもまずは、対象は、中学生が逮捕されていることも含めて、ピンポイントで中学生向きに作ったらどうかということで、これにま

とまりました。どのレベルで作ったかという、想定としては、中学校2年生レベルで、そうすれば、どちらにも使えるだろうということです。

和田委員長…というのは、高校生たちにも会っても、この頃、分数がわからないとか、そういう人たちが県立高校に行っているという状況でもあるわけですよね。ものすごく優秀な人は非常に優秀で、学力の差が二極化していると言われていて、そういう人たちにもみんな通じるようなところでの、これは難しいことではありますけれども、これを出すにあたって、運用する時に、そういったような配慮をきちんとしてもらえたらいいと思ったのです。

教育指導課長…一番クラスの状態がわかっている学級担任がいますので、ですから、学級担任が道徳を持っています。班編成をすると1班6～7人いますが、6名の中でも学力差があったり、理解力の差があったりする、その中の人間関係で、おまえなんでそんなもんがわからないんだよという子どもがいたり、それをきっかけに喧嘩が始まったり、これの「信じてほしい！」の中にも、あなたの言葉が発することで、相手にどう伝わるかということだけを取り上げても、1コマ分の時間を使ってもよい題材になります。その辺りについては、各学校で、こういう指導をして下さいという雛形ではありませんが、今、委員長が言われた、学力差、理解力の差がある子ども達に配慮した内容でお願いしたいと伝えていきたいと思います。

和田委員長…あと、もう一つは、どうやってみんなが目を引いて、みんなが関心を持ってもらうかというのは、レイアウトの問題だと思うのです。一般的に県の場合、関わっていると、所管で作ったものを県が委託しているデザイナーが、最終的に調整してくれて、より良いものに、デザイン力のあるものにしている。ちょっとこのアピール文だと文科省から来る通達文のような感じで、レイアウトという部分では、ちょっと劣るかなと思うのです。そういうシステムは小田原市にはあるのですか。これは、教育委員会に限らず、他のところでもいろいろと生涯学習でも、図書館でも、それぞれ必要があると思うのです。そのところで、やはり小田原市としてそういうふうなプロの目でチェックするというか、手を入れるという制度は、今の時代だったらあったほうがいいのではないかと思うのですが、これは何も教育委員会だけでなく、文化部も必要だと感じるのですが、いかがですか。まずは、そういう制度があるのですか、ないのですか。

文化部長…はっきり申し上げると、逆に今の時代だからこそ無くなってしまったと言

えるかもしれません。これは、予算的な問題だったりするのだろうと思います。それを改めて文化部としては、これでよろしいのだろうかということをもう一回考え直していかなければならない時に来ているのだろうと思います。行政が発信するものについて、やはり良質なものではなくてはならないということを私個人的にも思っているのですが、その問題意識を持って、例えば文化室があった時代に、平成5年から6年にかけて行政デザイン研究会というものを作りまして、その中で、グラフィックデザイン等、プロダクトデザイン、建築等、景観に関することについての提言を作っていただきました。その中で、特に民間の商品を買ったりするユーザーと違って、行政からの情報を受け取る市民の方々は、発信者を選べない訳です。自治体が気に入らないからといって、引っ越すという方法はありますけれども、自治体が発行している広報誌が気に入らないからといって、読まなければ情報が入ってこなくなりますので、その責任は大変重いということになります。

そういう認識の下で、行政デザインアドバイザーという制度、これはもともと神奈川県が長洲知事時代に、文化行政に積極的だった時代に取り入れた方法を行い、6年から8年くらい、その制度を続けて、相談へ行っ、デザインの処理をするとうことでした。あとは、神奈川県等では、発注する前に、そういうアドバイザーの面倒をみるという、例えば管財が入札で印刷を決める前にアドバイスをいただくようなそういう仕組みを作ってきました。どういう仕組みが質を担保する手法なのかとうところが悩んでいるところではありますが、ある時期は、アドバイザー制度がありましたが、逆にそれらは一定の成果をあげたという、所管課の中で、それぞれの予算をとるという状態になりました。

ただ一方で、その後の財政状況の中で、そういう予算から切られていくというところだと思います。ですから、文化政策課とか文化事業の中でも、必ずしもプロのデザイナーが作れているポスターがどれだけあるのか、必ずしもそういうものではなく、たまたま、職員の中には、美術系の学芸員がいたりとか、任期付きの職員の中で、民間企業でデザイナーと一緒に仕事をしていて、ある程度感覚的に優れていた人がいたりというところの中で、予算がないからそういう人に相談しながら作ろうというように内部で工夫はしていますけれども、実際には今、そのような仕組みも残せなかつ

たり、予算的には非常に厳しいので、このような個々の事業にそれぞれデザイン的な要素をきちんと取り入れるだけの予算担保があるかといえば、やはり今の状況では厳しくなっています。ただ、こういう印刷物だけではなく、もっと大きな話で言えば、建築のようなものもそうですが、設計図があれば、あとはお金、金額で決めてよろしいのかどうかというのが、常に議論があるところです。安くすむほうが、税金ですから良いわけですが、一方で質がどうやって保てるのかということがありますので、その中で今、入札の方式でも、総合評価方式となったり、あるいはコンペにしても、プロポーザル方式を取り入れたりとということでの試行錯誤があります。ただ、その中で職員が個別にいろいろな工夫をして、能力のある人や、相談できるデザイナー等とやりながら何とか少しでも読んでもらえるもの、手に取ってもらえるもの、わかりやすいものとかを広報部門を筆頭に工夫しながら取り組んでいるのが現状です。

山田委員…文化政策課で音楽に精通している方を知っていますし、こういうデザイナーの方もいらっしゃると思うので、相談し合って、予算が難しければ、職員の中には専門的な知識を持っている方もたくさんおいでだから、そういう方にアドバイスをいただくということもできそうですね。

教育指導課長…昨年度まで、美術科専門の指導主事がいたので、いじめのポスターについてはうまくできたと思います。色合いとか、レイアウトとか。今年は、学校に戻ってしまって、そのあとの小学校出身の指導主事は、レイアウトは出来ますので、任せていきたいと思います。ちょっと何人かの先生に声をかけて、特に見やすい、見たいと思わせるような形にしたいのですが、色をつけると予算的には厳しいので、白黒であっても例えば背景に何か入ると違うとか、なるべくお金のかからないような方式で、子供たちが飛びつきやすいような工夫をしてみたりとかしたいと思います。出来ましたら、ファックスで送ります。

和田委員長…豊かな学校生活を送れるようにという学校というところが重点で書かれていますが、学校というのは、そもそも地域の方々が支えている、そして卒業生たちも学校に対する思いというものがあると思うのです。そういう人たちも非常に心を痛めていると思います。必ずしも教育委員会だけでなく、地域という部分がどこか文言に入ったらいいかなというように僕は感じました。

教育指導課長…かなり入れ込みたいのです。ただ、うまく入れ込めるかどうかわかりませんので、試みをしてみて、またご確認していただければと思います。

前田教育長…いずれにしましても、これを子ども、生徒たちに配布するだけでなく、もちろん教師にも配布するのですが、保護者の方、それから地域の方へ回覧板程度になると思うのですが、中身は同じで、言葉を変える、変えないはともかく、周知をしたいなと思います。地域総ぐるみで、子供たちを支える体制をとっていきたいと思います。今、おっしゃった地域という文言が入れば、入れていきたいと思います。

和田委員長…特にやはり卒業生達は、母校に対する思いがあるじゃないですか。そこがちょっと心に響く、響きやすいのではないかという気もします。他にいかがでしょうか。それでは、この教育委員会アピール文についての取り扱いについて、どうしたらいいか。今、皆さんからいろいろと言っていたところで、どうですか。今のやり取りの中でも、萩原委員からの話で、直接あったら言って下さいというやり取りをしながらということもあったし、我々にも、その過程を見えるような形でというような提案がありましたけれども、そのような形で、この扱いというところでよろしいですかね。

教育指導課長…実は、今回の資料1も、10パターン目位なのです。ですので、さらに、今、ご意見をいただいていますので、萩原委員さんの問いかけ文をいれてみてはどうでしょうかとか、レイアウトをもう少し変えて、子ども達がわくわくするようなものの工夫をしたらどうか、地域という言葉をごどこかに入れるということ、地域総ぐるみということで、回覧板にも流しましょうということなので、それを修正版、第11バージョン、12バージョン、13バージョンという形で準備しますので、皆さんのご意見をいただきながら、修正をしていきたいと思っています。こちらとしても、近々に出すというつもりはありませんし、でも、3ヶ月あまり出さないということではないので、できれば1～2週間くらいでなんとか出していただければと考えております。

和田委員長…わかりました。よろしく願いいたします。それでは、これは、すべての中学生に配る、それから、回覧板等で地域にも回してもらおう、こういったようなことですね。

(その他質疑・意見等なし)

(8) 報告事項 1 市内小中学校における器物損壊等事件について (教育総務課)

教育総務課長…それでは、私から報告事項 1「市内小中学校における器物損壊等事件について」、4月の定例会報告以後に発生いたしました、報徳小学校、鴨宮中学校および桜井小学校での器物損壊等事件、並びに平成25年3月に発生いたしました白鷗中学校での器物損壊事件にかかる被疑者の検挙につきまして、ご報告、ご説明させていただきます。お手元の資料 2 をご覧ください。

まず、1の報徳小学校でございますが、3の発生箇所、状況にありますとおり、児童用昇降口に街頭消火器 2本の消火剤が散布されたものでございます。4の事件発見の状況でございますが、4月25日木曜日の午前3時20分頃、報徳小学校付近の電話ボックスのガラスが割られ、消火剤が散布されているのを巡回中の警察官が発見し、周囲に被害がないか確認したところ、報徳小学校の児童用昇降口に街頭消火器 2本の消火剤が散布されたことを発見したものです。加害者につきましては、不明です。また、具体的な破損等がございませんでしたので、被害金額も不明ということでございます。

2の鴨宮中学校でございますが、3の発生箇所、状況にありますとおり、何者かが学校の中庭にある部室に侵入し、部室内からサッカーボール 5個、野球ボール 2個、バット 4本、ビブス型ゼッケン数枚を持ち出し、グラウンドに散乱させたというものでございます。4の事件発見の状況でございますが、4月27日土曜日の午前2時45分頃、パトロール中の警官が発見したものでございます。加害者は不明でございます。また、持ち出されたバット 1本が折られており、被害金額は8,000円となっております。次に次ページ裏目にいきます。

3の桜井小学校でございますが、3の発生箇所、状況にありますとおり、正面玄関外側から内側に向けて消火剤が散布されるとともに理科室の窓ガラス 1枚を破損されたというものでございます。4の事件発見の状況でございますが、5月9日木曜日の午前6時15分頃、出勤した教員により、施錠された正面玄関外側下部 1センチほどの隙間から内側に向けて 3～4メートルほど消火剤が散布されていることが確認され、その後、理科室

の窓ガラス1枚が破損されていることが確認されました。こちらも加害者は不明でございます。被害金額につきましては、ガラス1枚分の修繕代として、22,000円となっております。

4番目、白鷗中学校における器物損壊事件の被疑者検挙につきまして、ご報告をいたします。この件につきましては、本年3月8日金曜日、午後5時30分から翌9日午前2時25分までの間、当校のガラス53枚が割られたという事件でございます。去る5月7日、神奈川県警察本部から本事件にかかる被疑者二名を検挙したとの情報提供を受けました。一名は、本市在住の大工の男性15歳、当時中学3年生、もう一人は同じく本市在住の高校1年生の男子15歳、同じく当時中学3年生でした。被疑者は、共謀してガラスを損壊したものでございます。この事件は、申告罪でございますので、教育委員会といたしましては、小田原警察署に対し、教育委員長名で、告訴状を提出しました。被害金額は、窓ガラス53枚分、1,115,880円でございます。これにつきましては、被疑者の処分が決定次第、損害賠償請求をしまいたいと考えております。

今後の対応でございますが、5として掲げてございます。一連の事件をきっかけに3月末までに、市立中学校11校全てに防犯カメラを設置しましたが、後ほどご審議いただきます議案にも関係いたしますが、市立小学校全25校につきましても、速やかに防犯カメラを設置してまいりたいと考えております。以上で報告事項1市内小中学校における器物損壊等事件についての報告を終わらせていただきます。

(質 疑)

山口委員…1番の報徳小と3番の桜井小は、やり方というか、手口が似ているではないですか。これは、新聞報道がされるとまたそれを見て、模倣犯とか愉快犯が出たりする可能性があるかもしれないし、逆にやる人は、憂さ晴らしもあるかもしれないけれど、こうやって自分たちのことが報道されるのをもしかしたら望んでいるというか、期待している部分があるのかなと思います。全部が全部、報道したほうが良いのかどうかと考え直さないといけないのかなとも思うのです。広報をやらなくてはいけないのか、義務があるのか、教えていただければと思います。

教育部管理監…今、ご指摘のとおり、模倣犯であったり、報道過熱で、しょうがない部分もあろうかと思えます。そういったところで、そのようなご意見を持たれている方もいらっしゃると思いますが、一連の事故がこれだけあったことについて、報道機関から全てのことを洗いざらい出してくれということもありました。それで、昨年度末、または新年度になってから、平成24年度についての、今まで報道していなかったものに対して全て公表したという経緯がございます。これについては、ご承知のとおり、テレビの報道でありましたり、いろいろな形で、今回わざわざ現場で、子供にまでインタビューしているという状況もございますけれども、そういったところについては、しっかり、私共教育委員会は、お話したところでございますけれども、直接子供を帰りがけにつかまえて、インタビューしたり、犯人調べをやっているとか、そういう形については、私共は本当に許せないと思っております。ただ、一方では、市の方では、今までの事件事故を全て隠しているからいけないというご批判を受けたり、そういったところを即座に考え、まず、こういった事件が重なっておりますから、全てを発表してしまおうという形で、今までの考えとは変えて、あえてここで発表したところでございます。これについては、報道発表する、広報することについては、常に神奈川県警と一緒に、うちの広報担当と歩調を合わせながらといたしますか、今まではそのようにやってきております。ただ、警察の方から、一連のこれだけ事件性のある事例があるので、ちょっとやり方を変えて、全部発表しようということがありました。常に警察と発表については、相談をしつつ行っております。

山田委員…対策は、こういう防犯カメラとか夜間パトロールの強化とかもちろん大切だと思うのですが、私個人的には、この前捕まった女の子二人と男の子が、なぜこういうことをしたかという子供の気持とか、原因とか、それを知りたいなど、それがやはりわからないと、また、次に私たちはフォローができないのかなと思うのです。子供がなぜこういうことをするまでになったのか、どんな背景かを知りたいというのが個人的な意見です。それが本当の対策になるのではと思っています。いかがでしょうか。

教育指導課長…やった子達は、例えば女の子達は、児童相談所に一時預かりで、様子を見て、その後、場合によっては鑑別所送致になって、さらに鑑定をしていくということもあります。警察の少年相談保護センターは、数値をたくさ

ん持っていらっしゃると思いますので、そういう所では、再犯してしまう子もたくさんいて、どうして再犯してしまうのかという分析をしつつあります。今回の子達は、見た目が本当に普通の子ですので、なぜ普通の子があそこまで至ってしまったのか。週刊新潮の書き方だと、いじめがあったからいけないのだ、みたいな書き方をされてしまいました。現実あれは、話を聞いていて、いじめというよりは、お互いの人間関係の傷跡が、でもそれを見方によっては、いじめにあたりますので、あの新潮の記事は、間違いではないのですが、実態を知っている学校が、加害した生徒を抱えている学校の先生からすると、違うといえるということです。ですので、どうしてあのような事態になってしまったのか、『悪の華』という漫画が非常に売れているのだそうで、あの子達が読んだきっかけは、『悪の華』だという報道から、それをきっかけにそのまま雑誌が売れてしまうという現実があります。何を言いたいかといいますと、教育が、ハートの部分が非常に大事なので、山田委員さんがおっしゃるどうしてそこに至ってしまったのか、もっと単純に言えば、あんな時間に家を出て、保護者が何も言わないという時点でもう私達一般的な親から見ればその辺がもともとおかしいでしょう。子供の内面は、なぜそう荒れてしまうのか、保護者は養育能力のないという現実がある、保護者は生きるために働かなくてはならない、生きるためには子供の面倒をみれないという悪循環ということもあるので、そのようなところも個々に相談していききたいというのは、山田委員さんと同じ考えを持っています。

山田委員…わかりました。

前田教育長…簡単に言えば、検挙された4名の氏名は発表されていないのです。白鷗中の方はわかっているのですが、ただ、こちらからは接触できないのです。それで、仮に私達がどういう気持ちでやったのかと聞きたいと思っても、直接はできない。だから、酒匂中学校の事件に関わっている女の子二人は、保護センター、児童相談所の指導の中、どうだったのかというのが聞けるかどうかです。向こうで教えてくれればいいのですが、なかなか教えてくれないのです。

教育総務課長…先程の教育指導課長の補足ではないですが、警察の体制というか、酒匂中学校の事件を起こしてしまった生徒を呼んでの意見交換というものを警察の方では行っております。そういった中で、先程、高圧的、上から目

線という話もありましたけれども、そういうのではなくて、親身になって君達のことを守っているのだよというようなスタンスで接してもらいました。そういうところから徐々に心を開いて、どうしてこのようなところに至ってしまったのかというのを本人からフォローしていただけるようなそういう環境を作っていきたいと警察にはお願いしたいと考えております。以上です。

和田委員長…やはり、こういったようなものが予防できるためには、現場の先生方にはそういう風な子供達の心理状態というものが、なんらかの形で学習されていくというか、そういうものでないと、確かに個人情報でもあるし、人権侵害にもつながりそうな案件でもあるので、難しいとは思いますが、できるだけその辺りの次の予防につながるような、そういう意識を教師達が持てるような取り組みが必要ではないかと思いました。

(その他質疑・意見等なし)

和田委員長…先程非公開とすることにいたしました議案以外の議題は終了いたしましたので、非公開とすることにいたしました案件を審議いたします。関係者以外の方はご退席ください。

(関係者以外退席)

(9) 日程第6議案第11号6月補正予算について【非公開】

(教育総務課・生涯学習課・文化財課・図書館)

提案理由説明…教育長、教育総務課長、文化部副部長

前田教育長…それでは、議案第11号「6月補正予算について」を説明申し上げます。

6月7日に開会する市議会6月定例会の平成25年度小田原市一般会計補正予算の提出について、別紙補正予算概要のとおり提案いたしたいと存じます。細部につきましては、所管から説明申し上げます。

教育総務課長…それでは、私から議案第11号「6月補正予算について」のうち、教育総務課所管分につきましてご説明させていただきます。議案第11号の資料をご覧いただきたいと存じます。教育総務課の補正予算につきましては、

歳出のみですので、歳出する予算についてご説明申し上げますので、資料下段の歳出をご覧ください。項、小学校費、目、学校管理費の学校施設維持・管理事業につきましては、市内小中学校において発生いたしました器物損壊事件に対する予防策といたしまして、市立小学校25校全校に警備業務の一環といたしまして防犯カメラの設置、保守等を委託するための経費を要求するものでございます。防犯カメラの運用内容でございますが、1校あたり5台のカメラを設置し、教職員が学校にいる間は、モニターを通じて学校周辺の監視を行うとともに、教職員が不在となる夜間から早朝にかけてなどには状況を録画するというものでございます。これは、すでに3月中に整備が完了いたしました市立中学校における防犯カメラの運用と同じ内容になっております。ただし、画像に不審者が写ったからといって、直ちに警備会社に通報され、警備員が派遣されて来るということではございません。あくまでも、教職員が確認して対応する、あるいは証拠として保全されるというものでございます。設置時期につきましては、本委員会及び市議会6月定例会において補正予算の承認を受けた後、速やかに設置を行い、8月には稼働させたいと考えております。以上をもちまして、議案第11号6月補正予算についてのうち、教育総務課分の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

文化部副部長…それでは引き続きまして、文化部所管の事項につきましてご説明させていただきます。資料は同じでございます。文化部は、歳入、歳出、両方共ございますけれども、歳入につきましては、歳出に関連していることから、歳出の方で一緒に説明させていただきます。歳出予算については、下の表となります。只今、説明がありましたもう1段下の、項、社会教育費、目、文化財保護費でございます。こちらにつきましては、建物の老朽化・劣化が進んでおります国登録有形文化財の清閑亭につきまして、平成23年度に策定しました改修計画に基づき、今年度は雨樋や電気設備の改修等を行うものでございます。次に、もう1つ下の段で、項、社会教育費、目、図書館費でございますが、文学館運営経費におきまして、こちらの方は、共に国の登録有形文化財に指定されております小田原文学館および白秋童謡館の保全を図るべく、今後必要な修理・改修を行うための建物の現状調査を実施するものでございます。こちらはもともと民間所有でしたので、

資料がありませんので、今後ここの改修の前に、平面図ですとか、どういう構造であるとか、それについて調べる予算でございます。次に、下の段に移りまして、項、社会教育費、目、郷土文化館費の松永記念館整備活用事業費につきましては、郷土文化館の分館である松永記念館の有効利用に向け、平成23年度に実施した基本設計に基づき、松永記念館本館のバルコニー、少し外に出っ張っている部分ですが、バルコニーの強度調査と老櫓荘および葉雨庵の改修等を行うものでございます。

なお、以上の清閑亭、小田原文学館、松永記念館の事業につきましては、歴史的風致維持向上計画に位置付けられた事業でございますので、財源の2分の1につきましては、国庫補助金であります社会資本整備総合交付金を歳入として計上する予定でございます。平たく言いますと半分は国庫補助という形になります。

続きまして、社会教育費の中の右の主な内容の一番下の段に書いてあります歴史的風致維持向上推進等調査費につきましてはですけれども、昨年度に引き続き、国の委託を受けて歴史的風致の維持向上に向けた実験的な取り組みを実施する事業であり、本年度については、歴史的建造物の維持・保全に欠かせない伝統工法を継承してゆくための職人学校の設立に必要な要件等について、検討調査を行うものでございます。この財源といたしましては、先程申し上げました社会資本整備総合交付金等とは別に委託金といたしまして、国からの委託金で全額委託料として市が受ける金額と、また、職人学校の必要要件の検討調査の中で、やはりワークショップや講座等を開催しますので、実際にそれに参加される方の参加者負担金を想定しておりますので、これらを併せまして予算で計上していくものでございます。こちらの最後のポツの名称なのですが、国の方には具体的に委託を受けるための提案書というものを提出してございまして、その中で、もう少しわかりやすい、今で言うところの歴史的風致維持向上推進等調査というのが非常にわかりにくくので、提案をした名称で、国からこれからいろいろな相談があつて、こういう事業をしましょうというのがありますので、もう少しわかりやすい名前に予算書ではする予定でございます。以上をもちまして、文化部関係の平成25年6月補正予算要求予定について説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

山口委員…歳出の方ですけれども、財源が国と県の負担がどうのこうのというところで、これの、例えば770万円とか295万円とかありますけれども、上の歳入の方のいろいろな補助金は、この金額とはっきり言えば全然違いますよね。トータルはあっているけれども。いろいろな項目でいろいろな名目で入ってきた補助金をまた中で分けても良いということになっているのでしょうか。

文化部副部長…数字の説明をせずにすみません。まず、2千百万円の社会資本整備総合交付金につきましては、市の方に一定の金額がまず交付決定されまして、それを文化部所管課に事業をあげて、これを使いなさいと庁内の査定がありまして、2千161万5千円が補助金としてきまして、この合計をどこに使っているかと言いますと、歳出の方の2段目の文化財保存活用経費の中の清閑亭の改修に770万4千円、それから文学館の建物調査に295万円、そして最後に二つ入っているのですが、松永記念館の整備活用事業の中と更にその下の歴史的風致維持向上推進等調査の中で、こちらが695万6千円となっております、ここが本来ならば松永記念館の整備だけになるのですけれども、この695万6千円というのが全額委託となりますので、他のものは事業費の一般財源、いわゆる市で用意するお金と国が2分の1を全部持つお金という形でやっております。ですから、合計はぴったり同じになり、そういう内訳になっております。

山口委員…文学館の建物調査とはまた違ってしまいかもしれないですが、文学館は観光の目玉の一つになっています。アクセスのしかたなのですが、この前、行った時に、大型バスが来ていたのです。西海子小路の桜並木で桜の枝を屋根で擦って行ってしまいますので、バスが進めなくなって大変そうだったので、調査とはまた違うのですが、もっと大型バスとかがもっと来やすいように、もっと何かアクセスを今後考えていく必要があるかなと思いました。2階建てではないですけれども、最近の背の高い車はずりずり進んで、どこか路上に止めて、そのあとその人たちがどこに降りて行ったかまでは確認できなかったのですが、ちょうど文学館の入り口辺りで困っていたのを見かけたので、折角なので、その辺を今後お願いできたらと思いました。

和田委員長…そういう細かいところで、たまたま山口委員が出会ったので、当然、ちゃ

んと手を打たれたらいいですね。こういうのは、予算はどこからでるのでしょうか。

教育部副部長…そこは市道ですので、みどり公園課か道水路整備課かどちらかが管理ということになります。桜が良い場所なので、なかなか桜の木を切るのが難しいのですが、必要最低限の整備が必要かと思います。

山口委員…切らなくても、文学館手前の保健所の土地がまだ空き地なので、空き地とかは言えないのかな。そういう所を臨時のバスの駐車場として借りるとか、西海子通りを通らなくてもアクセスできる方法があればと思いましたので。

萩原委員…住民の方は、大型バスが止まって欲しくないのではないのでしょうか。

山口委員…一車線ふさがってしまいます。

萩原委員…危ないですよ。

山口委員…めったにないことなのかもしれません。たまたまなのかもしれません。

図書館長…大型バスのお客様、確かに西海子通り近辺に大型バスが止まるような状況といえますか、ずっと以前ですと、早川港に止めていたのです。段々最近、文学館へお出での大型バスが増えているような傾向がございまして、5月中ですと、そういうお申し出のバスが5～6回はありました。藤棚の観光課の駐車場をご紹介して、あちらに停めていただいております。西海子通りに文学館への観光バスが停まっていますと、ご近所の方にご迷惑ですので、観光課の駐車場を使っております。以上です。

山田委員…松永記念館の老櫓荘の土塀が崩れたのですが、それはその後どのような状態になっているのでしょうか。予算とか。

生涯学習課長…今回の事業、社会資本整備総合交付金を使って、こちらの対応する予定です。

山田委員…土塀のところはもみじがあって、それを伐採した方がいいというお話を聞きますが、まだ方向は決まっていないのですか。

生涯学習課長…一応、計画上は、もともと楓については、土塀をだいぶ傷めているということもありますので、抜根して修繕する予定でした。詳細につきましては、改めて検討しております。

萩原委員…歳出の一番下の「その他」というのは、何ですか。

文化部副部長…歳出の方、こちらも、財源の内訳ですので、歳出する予算の内、入ってくるものを書いているもので、これは参加者、先程説明しました職人学校

等のワークショップやあるいは講演会等の参加者の負担金です。非常にわかりにくくて申し訳ございませんが、歳出の中に書いてあります。こちらにつきましては、財源の内訳で、歳出するお金の内、一般財源というのは、市のお金です。あと、国庫支出金というのは、国がもってくれます。他の事業については、全部両方出して、例えば、上から2段目のものと、1548万円の事業ですけれども、国が774万円を財源として出してくれて、市が774万円を出して、2分の1は、国の補助金。こちらの一番下の欄につきましては、24万円につきましては、参加者の負担金ということで、上の段でいきますと、雑入の部分がこちらに入る形となります。そういうことでございます。以上でございます。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(10) 日程第7 議案第12号 町田小学校および三の丸小学校校舎等建物の取得について (教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育総務課長

前田教育長…議案第12号「町田小学校および三の丸小学校校舎等建物の取得について」を説明申し上げます。6月7日に開会する市議会6月定例会への議案として、別紙、概要のとおり提案したいと存じます。細部については、所管から説明申し上げます。

教育総務課長…それでは、私から議案第12号の細部説明をさせていただきます。議案第12号の資料1ページ、建物の取得についてという資料でございますが、ご覧いただきたいと存じます。今回、対象となります校舎等は、昭和57、58年度に建設いたしました町田小学校校舎の一部および渡り廊下、並びに平成4～7年度に建設いたしました三の丸小学校校舎の一部および外便所、体育器具庫でございます。配置図および平面図につきましては、町田小学校が資料の2ページを、三の丸小学校が資料の3ページに記載してございます。そちらをご覧いただきたいと存じます。両校の取得予定価格は、2千万円以上となりますので、議会に議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決に付す

ため、市長に対しまして、別紙のとおり意見の申出をいたしたものでございます。以上をもちまして、議案第12号小田原市立町田小学校校舎および三の丸小学校校舎等の建物の取得についての細部説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。なお、1点補足致しますと、今回の取得につきまして、学校建設公社が保有する校舎は、全て市が買い戻していただくこととなります。ですので、今年度、学校建設公社は解散ということとなります。以上でございます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

和田委員長…以上で、本日予定の議題は終了いたしました。委員および事務局からの他ありますでしょうか。

萩原委員…先ほど、プロポーザル方式のことで、いろいろ説明を受けていて、以前もプロポーザル方式で決めた校務支援システムのことは、その後どうなったのかと気になったのですが。

教育部管理監…4月上旬にNTT東日本株式会社神奈川支店と契約が成立いたしました。今、導入に向けて、細かい調整をし、実際、5月の連休明けから各学校の教室関係にLANの工事を行っております。実際は、授業をやっておりますので、土日しか作業ができないものですから、連休明けの土日から随時進めております。ご報告は、またしかるべき時期と思っておりましたが、実際にそのような形で進めております。あとは、問題になりますのは、成績表でありましたり、出席表につきましても開始の時期について、以前ご説明したとおり、実際は平成26年4月以降に反映していくこととなります。ただ、機能的に使えるもの、または、リース切れとなって取り替えるものもありますので、基本的には、11月1日からの利用開始という中で、今、進めているところでございますので、もう少し工程等が煮詰まった段階で、ご報告をさせていただきます。

萩原委員…では計画通りということですか。

教育部管理監…はい、計画通りです。

萩原委員…わかりました。

山口委員…いつか聞こうと思ったのですが、学校の武道が始まって、1年丸々経った

のですが、昨年度の1年間で、柔道とか剣道とかをやって、事故とかはありますか。今すぐにではなくても、一回は聞いておきたい内容なので。

和田委員長…導入の段階で、結構話題になりましたよね。

山口委員…1年ちょっと経ちましたので、何かトラブルとかなかったのかと、一回お伺いしたいと思いました。

教育指導課長…大きな事故はありません。ただ、畳がちょっとズレて、そこに足が入り込んで、こけたところでの捻挫というのが、1件ありました。大きな事故には至りませんでした。それも、畳を固定していたとしても、動いていってしまうというところがあるので、その辺はやはりきちんとした武道場を設置することで解決はできると思いますが、予算的に厳しいので、各校で安全をきちんと指導していくことでやっているわけです。

山口委員…すごく、みなさん、心配して、いろいろ指導の方に来ていただいているという話を聞いたので、1年でどうかな、と思っただけです。

(12) 委員長閉会宣言

平成25年6月25日

委員 長

署名委員（山田委員）

署名委員（前田委員）